

8 設置の日

目 次

1	基本的な考え方	設置日- 1
---	---------------	--------

1 基本的な考え方

(1) 総合区設置の日

総合区設置の日

- ◆ 住民サービスに支障がでないこと
- ◆ 十分な周知と関係機関との調整期間を確保すること
- ◆ 各種システム改修をはじめ、事務執行体制の構築が整った後

を前提とする

必要期間（見込み）

○システム改修

期間：総合区設置決定後、事前準備に3か月、改修期間に24か月
（総合区設置決定前に、移行計画・仕様書の作成準備期間が必要）

○庁舎改修

期間：総合区設置決定後、基本設計9か月、実施設計6か月、改修工事8か月

○町名・住居表示変更

期間：説明会等に6か月、案決定・議決・告示に5か月、町名等決定後表示板設置に12か月

○広報周知・関係機関との調整

期間：十分な周知期間・調整期間を確保する必要

○施行期日の調整

期間：総合区の設置の日の少なくとも1年前には告示

上記の点を勘案し、総合区の設置の日は、総合区設置決定から約2年後を目途とする

(2) 移行準備期間（イメージ）



※事務執行が滞りなく行われるよう、移行準備期間中に事務引継ぎ、職員に対する研修を実施